

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
【本編】 Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守 Ⅱ－３－１－７ 不適切な取引等 Ⅱ－３－１－７－２ 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生 の防止 過度な協力預金、過当な歩積両建預金等の受入れ、他金融機関への過度な預金紹介、銀行の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、顧客の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や顧客の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引^(注)の発生をどのように防止しているか。 <u>(注) 労働条件の引き下げ強制なども含む。これらの点に関し、企業価値担保権を設定した融資（後記「Ⅲ－６－２ 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み」参照）を行う場合であっても、通常の融資の場合と同様、金融機関は労働条件等（債務者にお</u>	【本編】 Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守 Ⅱ－３－１－７ 不適切な取引等 Ⅱ－３－１－７－２ 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生 の防止 過度な協力預金、過当な歩積両建預金等の受入れ、他金融機関への過度な預金紹介、銀行の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、顧客の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や顧客の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生をどのように防止しているか。

改正案	現行
<u>ける人員整理や労働条件の引下げ等）について決定する等の権限を有するものではなく、企業価値担保権設定の目的も、金融機関が会社の従業員の労働条件等に影響を及ぼすことでない点に、留意が必要である。その他、企業価値担保権を利用した融資を行うにあたっての留意点として「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」（2025 年●月） 1～5 頁も参照。</u> Ⅱ－6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み Ⅱ－6－1 意義 金融が実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、金融機関が、支援対象の特性 等に適した成長資金を供給する取組みを行っていくことが重要である。こうした取組みを更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。 （参考）「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成 22 年 6 月 18 日：閣議決定） <u>なお、令和 6 年 6 月には、「事業性融資の推進等に関する法律」が成立し、企業価値担保権制度が創設された。企業価値担保権制度は、労働者や商取引先を適切に保護し、金融機関による事業の継続及び成長のための支援を円滑にすることを旨とするものであり、将来の成長可能性を重視した融資等の事業性に着目した融資実務に適</u>	Ⅱ－6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み Ⅱ－6－1 意義 金融が実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、金融機関が、支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組みを行っていくことが重要である。こうした取組みを更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。 （参考）「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成 22 年 6 月 18 日：閣議決定）

改正案	現行
<u>合する新たな選択肢となるものである。特に企業価値担保権を利用して将来の成長可能性を重視した融資等に取り組む際の留意事項については、金融庁「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」（2025 年●月）を参照。</u> Ⅱ－６－２ 成長可能性を重視した融資等の取組みに係る基本的考え方 銀行による成長可能性を重視した融資等の取組みについては、各銀行の自主的な 経営判断により実施されるべきものであるが、例えば、以下に例示される取組みを行うなど、企業の技術力・販売力・成長性等、事業そのものの採算性・将来性又は事業分野の将来見通し（以下「企業の成長性等」という。）を重視した融資態勢の整備が図られていることが期待されている^{（注）}。 （参考）具体的な体制整備の例 （略） <u>（注）金融機関が、上記のような企業の成長性等に着目した融資に伴い、企業に対して助言等を行うにあたっては、まずは経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために主体的に取り組んでいくことが重要であり、金融機関には、顧客企業の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められることについて、留意が必要である。また、通常、与信を提供することのみをもって、当該企業の従業員との関係で労働組合法上の使用者に該当するとはいえないものの、金融機関</u>	Ⅱ－６－２ 成長可能性を重視した融資等の取組みに係る基本的考え方 銀行による成長可能性を重視した融資等の取組みについては、各銀行の自主的な 経営判断により実施されるべきものであるが、例えば、以下に例示される取組みを行うなど、企業の技術力・販売力・成長性等、事業そのものの採算性・将来性又は事業分野の将来見通し（以下「企業の成長性等」という。）を重視した融資態勢の整備が図られていることが期待されている。 （参考）具体的な体制整備の例 （略）

改正案	現行
<u>が「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることにも留意が必要である。</u> <u>特に企業価値担保権を利用した融資を行う場合には、金融庁「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」（2025 年●月）1～5 頁にも留意が必要である。</u>	